

中学校第3学年実践事例

～20年後の魅力ある会津若松市のために～

公民プリント NO. 1

「会津若松市の概要」

会津若松市の現在は・・・

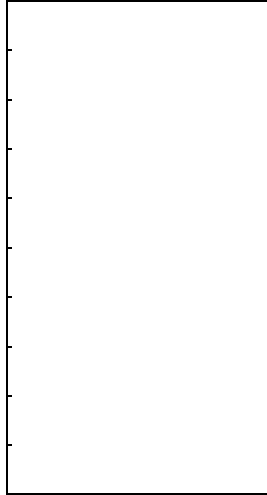
資料1 会津若松市の歳入

気づいたこと

会津若松市の収入(歳入)

[平成13年度 当初予算]

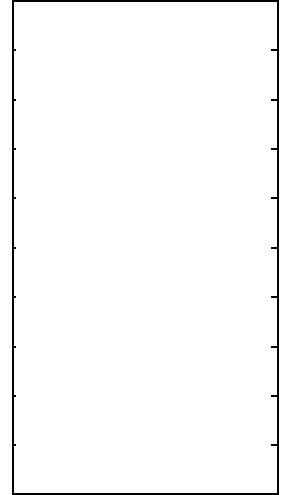
総額 377億6500万円



会津若松市の収入(歳入)

[平成25年度決算]

総額 487億0999万円



項目	平成13年度		平成25年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
市税	15,172	40.2	15,376	31.6
地方交付税	8,556	22.7	11,476	23.6
国庫支出金	4,143	10.9	7,167	14.7
市債	2,597	6.9	3,682	7.4
その他	7,297	19.3	11,009	22.7

資料3 会津若松市のおもな歴史(明治～平成)

年月日	おもな出来事
明治32(1899)年4月1日	若松市として福島県で最初の市に
昭和9(1934)年12月27日	会津線(会津若松一田島)開通
昭和30(1955)年1月1日	湊、一箕、高野、神指、門田、大戸、東山の各村を編入、「会津若松市」に改称
昭和40(1965)年9月17日	鶴ヶ城再建
平成5(1993)年4月1日	会津大学開学
平成9(1997)年10月1日	磐越自動車道全線開通
平成16(2004)年11月1日	北会津村を編入
平成17(2005)年11月1日	河東町を編入

資料4 会津若松市の人口の推移

	人口(人)	観光客(千人)
明治32(1899)	30,488	
昭和18(1943)	50,428	
昭和28(1953)	63,665	
昭和38(1963)	101,786	
昭和48(1973)	104,958	
昭和58(1983)	115,894	
平成5(1993)	119,920	3,690
平成15(2003)	116,737	2,697
平成25(2013)	123,605	3,959

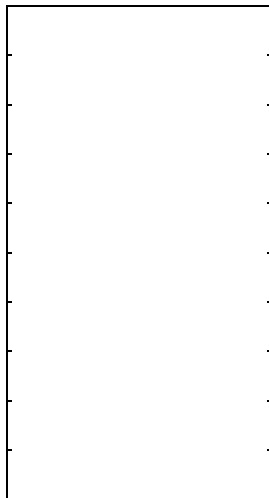
資料2 会津若松市の歳出

気づきたいこと

会津若松市の収入(歳出)

[平成13年度 当初予算]

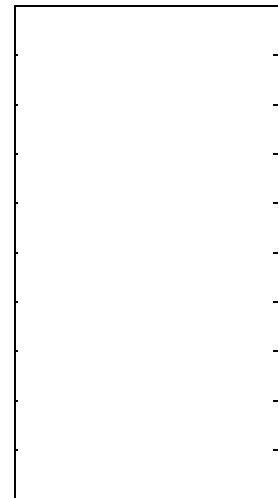
総額 377億6500万円



会津若松市の収入(歳出)

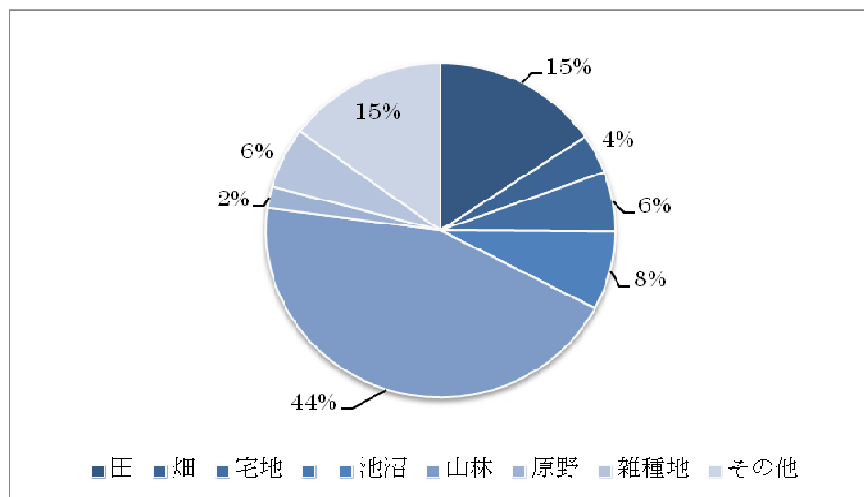
[平成25年度決算]

総額 469億1988万円

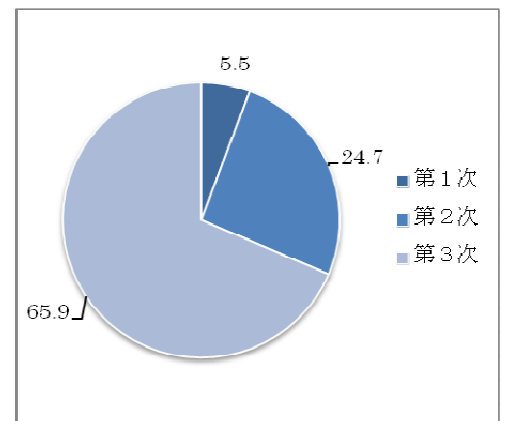


項目	平成13年度		平成25年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
民生費	8,753	23.1	16,562	35.3
総務費	4,680	12.4	7,502	16
公債費	5,290	14	5,374	11.5
土木費	6,157	16.3	4,476	9.5
教育費	4,366	11.6	4,030	8.6
衛生費	3,514	9.3	2,928	6.3
商工費	2,031	5.4	2,174	4.6
消防費	1,329	3.5	1,601	3.4
農林水産業費	829	2.2	1,172	2.5
災害復旧費			623	1.3
その他	830	2.2	470	1

資料5 会津若松市の土地利用の割合 (平成25年度)



資料6 会津若松市の産業別人口 (平成22年度)



会津若松市の将来（20年後）は・・・

第6次会津若松市長期総合計画

「まちづくりに関する各種アンケート調査」より

まちづくり小・中・高・大学生アンケート（平成23年度実施）

市内小学校4年・5年生 1086名より回答

市内中学校1年・2年生 643名より回答

市民満足度調査（平成23年度実施）

20代～70代以上の男女1503名より回答

条例案をつくろう ～20年後の魅力ある会津若松市のために～

1 魅力ある会津若松市にするために、どんな条例が必要だろうか。資料をもとに考えよう。

(1) 20年後の会津若松市は、どんな魅力がある市にしたいか。

魅力	その理由(参考にした資料)
必要なこと	

(2) 実現のためには、どんなことが必要か。

必要なこと	その理由(参考にした資料)
(3) 条例案をつくる視点は	

(3) 条例案をつくる視点は

--

(4) 条例案に盛り込みたい、アイデアや内容を書きとめよう

アイデア・内容

2 条例案をつくるために、同じ（似た）視点の友達と話し合っ
て考えを深めよう。

視点()グループ	
氏 名	考え・アイデア

3 グループの話し合いから、条例案づくりに生かしたい考えや内容をまとめよう。

() グループ 条例案起草委員：

条例

《前 文》

--

《目 的》

第 1 条 この条例は、

--

を目的とします。

《市の役割・責務》

第 2 条 市は、

--

します。

《市民の役割・責務》

第 3 条 市民は、

--

します。

《 》

第 4 条

--

○東京都千代田区 地球温暖化対策条例

<前文>

「千代田区は日本の経済の中心、だけど比較的緑が多くて、産業と自然の調和がとれた、過ごしやすい区だよな。」

「今よりもっと千代田区を緑でいっぱいにして『緑の区、千代田』と呼ばれるようにしたいね。」

「そうだね。経済だけでなく環境対策でも中心地となる千代田区になったらいいな。」

「環境問題といってもいろいろあるよね。」

「うん、なかでも今は地球温暖化が深刻になってきているよ。」

「そうか。地球温暖化か。地球温暖化は大きな気候変動をもたらし、大規模な自然災害の原因となって、生活や経済に大きな影響を与えるという問題があるよ。」

「ねえ、千代田区は、昼と夜の人口が大きく違うよね。」

「そう、住んでいる人よりも、仕事や勉強に来る人のほうが多いんだ。だから、区外から来る人にも地球温暖化防止を呼びかけなくてはならないよね。」

「千代田区で地球温暖化対策が進んでいけば、きっと他の地域にも、地球温暖化への意識が広がっていくよ。」

「千代田区を、地球温暖化対策で一步先を行く発信地にしていこう。」

「みなさん、地球の中の日本、日本の中の東京、東京の中の千代田区として地球温暖化防止への取り組みを進めましょう。」

「千代田区が動いて、周辺の地域に、全国に、環境への取り組みを働きかけていこう。」

「世界中にこの取り組みを伝え、次の世代の人々に美しい地球を残しましょう。」

区内の中学生より

『インパクトある』環境条例前文中学生が起草 千代田区長に提出

千代田区立九段中等教育学校(高木克校長、六百二人)の生徒らが十一日、自分たちで起草した地球温暖化対策条例の前文案を石川雅巳区長に提出した。法規のイメージとは異なる会話形式の平易な文章で、地域に温暖化防止の取り組みを訴える内容。石川区長は「大人では考えられないインパクトある前文」と絶賛し、子どもたちの思いを受け止めた。

(東京新聞 2007年9月12日)

() グループ 条例案起草委員：メンバー全員の名前を書く

条例案の名称を書く 条例

《前文》

自分たちの願いを書く

○参考になる文章としては・・・憲法前文

- ・例のような会話文的なものもある
- ・宣言文的なものもある
- ・詩的なものも可

《目的》

第 1 条

この条例は、

同じ内容＝自分たちの願いを端的に書く

を目的とします。

《市の役割・責務》

第 2 条

市は、

市がやってほしいこと・やるべきことを書く

2つ以上ある場合は、(1)(2)・・・箇条書き

します。

《市民の役割・責務》

第 3 条

市民は、

市民がやってほしいこと・やるべきことを書く

2つ以上ある場合は、(1)(2)・・・箇条書き

します。

《

第 4 条

必要があれば書く

その他、必要な事項を書く

- ・市・市民以外の条例に関わる人の役割・責務
- ・お金に関わる事項があれば使い道や過料（罰金にあたるもの）

条例案へのパブリックコメント

パブリックコメントとは・・・

公的な機関がきまりを制定しようとする時に、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続のこと。公的な機関がきまりを制定する前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を聞き、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。

グループ名	コメント（意見・情報・改善案）
自然 環境	
歴史 伝統	
産業	
教育 文化	
生活 1	
生活 2	
生活 3	